

【別添4】市町村で必要な作業

1. 未発生期に使用する様式

(1) 市町村が都道府県へ登録するもの

市町村様式1 接種対象者数の試算

- ・ 市町村は、管内の接種対象者数の試算を算出の上、都道府県に登録すること。
- ・ 試算方法の考え方については、実施要領「第3 3. 接種対象者数の試算 (p.2)」、「表1 接種対象者の試算方法の考え方 (p.3)」、「第4 接種体制の構築等、6. ワクチンの流通、(1) 事前登録事項について、①市町村・広域連合 (p.6)」を参照すること。

市町村様式2 接種会場リスト

- ・ 市町村は、接種会場についてあらかじめ施設管理者と調整の上、都道府県に登録すること。
- ・ 登録情報については、適宜修正・更新を行うこと。

市町村様式3-① 接種会場毎の物流担当等リスト (KM バイオロジクス株式会社)

市町村様式3-② 接種会場毎の物流担当等リスト (武田薬品工業株式会社)

市町村様式3-③ 接種会場毎の物流担当等リスト (第一三共株式会社)

- ・ 市町村は、都道府県と協力の上、管内を管轄する都道府県卸組合やその他新型インフルエンザワクチンの流通に必要な団体と協議を行い、接種会場及び当該会場にワクチンを搬入する配送担当の卸業者とあらかじめ調整し、都道府県に登録すること。
- ・ ワクチン製造販売業者ごとに様式を作成し、情報を管理すること。
- ・ 接種会場には、ワクチン製造販売業者3社いずれも取り扱うことができるように計画すること。
- ・ 卸業者(都道府県協力卸物流センター)は、必ずしも各都道府県に1事業者である必要はなく、複数の都道府県で共有する場合もあると考えられる。全ての製造販売業者のワクチンを、同時並行的に流通させることができるよう、あらかじめ都道府県と市町村は連携して体制を整備する必要があることから、都道府県において複数の卸業者(都道府県協力卸物流センター)が分担・協力して全ての製造販売業者の製品を取り扱うことも想定される。
- ・ 登録情報については、適宜修正・更新を行うこと。

(2) 覚書

市町村様式4 覚書

- ・ 市町村と、ワクチンの配送に係る機関・団体との間で、ワクチン流通に係わる合意を結ぶ際に用いること。

- ・ 必要に応じて文章の挿入や固有名詞を記載するなどして使用すること。
- ・ 市町村独自の様式等がある場合は、それを使用しても構わない。

2. 住民接種実施時に使用する様式

(1) 市町村が情報を管理し、都道府県へ報告する様式

市町村様式5 接種者数・納品数・在庫数表一覧

- ・ 市町村は、ワクチンを接種した人数、実際に納品したワクチン納品数及び、実際の在庫状況について都道府県に報告するとともに、情報について管理すること。

(2) 予診票

市町村様式6 予診票①新型インフルエンザ予防接種予診票
〈16歳未満の者（中学生に相当する年齢以下の者）〉

市町村様式7 予診票②新型インフルエンザ予防接種予診票 〈16歳以上の者〉

- ・ 予診票については、実施要領より、新型インフルエンザ等発生時に、国から全国共通の予診票を実施前に提示することとしており、現時点においては参考として取り扱うこと。発生時に使用する予診票については、発生した新型インフルエンザの特徴や、製造されるワクチンの状況等を踏まえ検討されることを十分に考慮されたい。

6. 留意事項

- ・ この度示した各種様式については、新型インフルエンザ等感染症に関する今後の検討や発生時の運用上の観点等から、情報の変更や修正等もあり得る。
- ・ 報告に関する運用方法等の詳細については、住民接種実施時に厚生労働省より示す。